

## 昨年度決定の重要海域抽出に関する事項について

### 1. 昨年度までの決定事項

平成 23 年度に重要海域抽出検討会（座長：白山義久委員）を 2 回開催し、海洋生物多様性保全戦略に明記されている重要海域抽出の目的やその用途を踏まえて、重要海域抽出の具体的手法等を決定した（以下概要）。

#### （1）原則

##### ①生態学的・生物学的な観点から抽出する

- 社会的、経済的、文化的な重要性ではなく、生物多様性保全の観点から生態学的・生物学的な重要性に基づいて抽出する
- 重要性の判断にあたり、人為的な負荷要因による劣化や消滅等の危機の程度は考慮しない

##### ②科学的・客観的に抽出する

- 入手できる既存の科学的なデータをもとにして抽出する
- 生態学・生物学的な観点から既に国内外で認知された基準等を踏まえて重要性を客観的に判断する

##### ③保全施策に活用しやすい形で抽出する

- 主として領海（内水を含む。ただし陸域を除く（注 1。））及び排他的経済水域（EEZ）内の我が国が管轄権を行使できる海域を対象とする（注 2）
- 適切なスケールで、一定の区域をもって抽出する（注 3）

（注 1）原則として最高潮位線を対象範囲とする。ただし、種の利用場所などに応じて例外をもうけることはあり得る

（注 2）大陸棚の延長が大陸棚の限界に関する委員会において認められた場合は、対象範囲の修正を検討するものとする

（注 3）抽出した区域は、そのまま規制等を含む保全施策（海洋保護区など）を行う対象になるものではない

#### （2）基本的考え方

海洋生物多様性保全戦略における、

- ①抽出基準、②海洋生態系の海域区分、③科学的知見の活用、④生態系の連続性、⑤指標種にかかる記述を基本とする。

#### （3）アウトプット

- ①適切なスケールで一定の区域をもって抽出する。

②重要海域ごとに重要性の理由を示す基礎データを「カルテ」として示す。

#### (4) 精度・スケール

最終アウトプットは、沿岸域で 1/50 万、外洋域で 1/200 万の縮尺図で表現できる程度のスケールで表すものとする。

#### (5) 利用情報、データ

- ①生物分布データ、物理環境データなど、政府・国際機関・学術論文・民間団体による調査研究、重要な生態系の抽出事例を利用する。
- ②空間計画プログラム（ソフトウェア）MARXAN を活用する。

#### (6) 具体的手順

- ①抽出基準の決定と具体化：抽出基準を決定し、各基準に当たる対象を適用例として決定し、各適用例に該当する具体的データを特定する。
- ②特定したデータによる地図レイヤーの作成：特定したデータにより各種レイヤーを作成する。
- ③地図レイヤーの重ね合わせ検討による重要海域の抽出：これらの地図レイヤーの重ね合わせなどを行い、検討会で検討して重要海域を抽出する。

#### (7) 抽出基準

CBD の EBSA クライテリアを基本に、

- ①唯一性または希少性
  - ②種の生活史における重要性
  - ③絶滅危惧種等の生息・生育地の重要性
  - ④脆弱性、感受性又は低回復性
  - ⑤生物学的生産性
  - ⑥生物学的多様性
  - ⑦自然性
  - ⑧典型性・代表性
- の 8 つとする。

#### (8) 海洋環境の区分

抽出基準⑧（典型性・代表性）の適用例の特定のため、垂直方向と水平方向の区分を参照する。

## 2. 大陸棚の延長<sup>1</sup>にともなう重要海域抽出範囲の検討について

大陸棚の延長については、重要海域抽出の範囲として、原則（3）の（注2）に、「大陸棚の延長が大陸棚限界委員会において認められた場合は、対象範囲の修正を検討するものとする」としている。これについて、今年度の重要海域抽出の範囲を検討する。

### （1）大陸棚延長<sup>1</sup>の経緯（途中経過）

我が国は、大陸棚の限界に関する委員会に対して、本州の南方及び南東の7つの海域（九州－パラオ海嶺南部海域、南硫黄島海域、南鳥島海域、茂木海山海域、小笠原海台海域、沖大東海嶺南方海域、四国海盆海域【別紙参照】の計約74万平方キロ）について、2008年11月12日、国連海洋法条約第76条に従い、200海里を超える大陸棚に関する情報を大陸棚の限界に関する委員会に提出し、また2009年3月には日本の申請に関する口頭説明を行っていた。

これに対し、2012年4月27日、申請した7海域のうち、6海域について大陸棚の限界に関する委員会より勧告が出された。大陸棚の延長が認められたのは、沖ノ鳥島を起点とした「四国海盆海域」のほか「小笠原海台海域」「南硫黄島海域」「沖大東海嶺南方海域」の4海域で、日本の国土面積の約8割に相当する計31万平方キロの拡大となった。

一方、南鳥島海域及び八丈島周辺の茂木海山海域は陸続きになっていないと判断され、認められなかった。九州パラオ海嶺南部海域については判断を先送りされた。

日本が、勧告を受け入れる場合には、勧告に基づき大陸棚の限界線を設定し、その限界線を表示する海図及び関連情報を国連事務総長と国際海底機構事務局長にそれぞれ寄託し、国連事務総長と国際海底機構事務局長がこれを公表するという手続きとなる。

### （2）重要海域の範囲についての対応方針

重要海域の抽出の範囲としては、大陸棚の延長に関する国内手続きが進み、政令等により設定された時点でその範囲を拡張することとする。

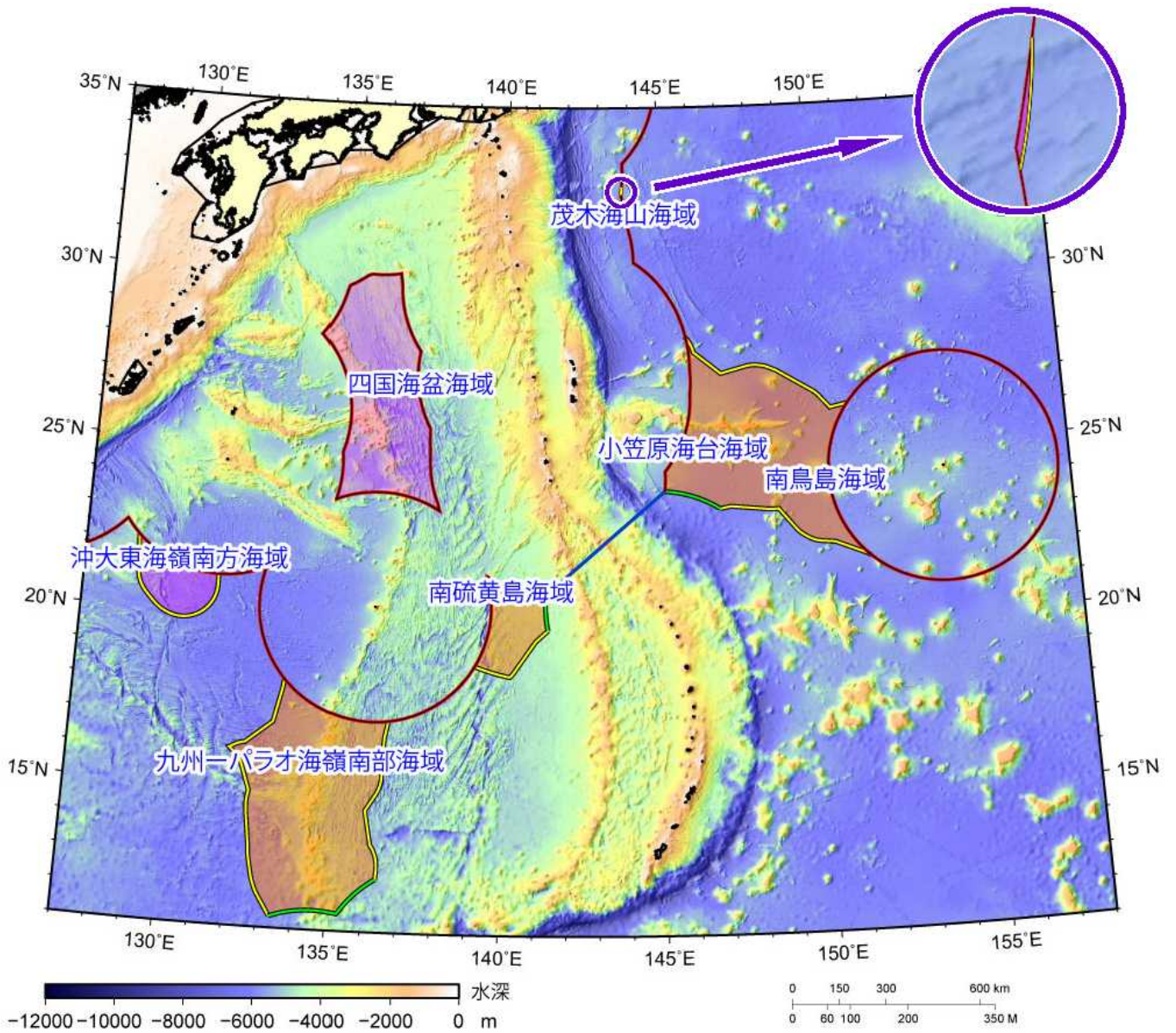
当面は、これにあたって、GISの作業などの内部準備を進めておく。

---

<sup>1</sup> 大陸縁辺部の外縁が200海里を超える場合は、海底地形や地質学的データにより大陸棚を延ばすことができる（最大領海基線から最大350海里か、2,500m等深線から100海里のいずれか遠い方まで）。沿岸国は、データを大陸棚の限界に関する委員会に提出し、同委員会の勧告に基づき、自国の大陸棚の外側の限界を設定する。

沿岸国は200海里の大陸棚までは大陸棚を探索し、天然資源を開発する主権的権利を行使することができる。

## 大陸棚の限界



	日本の200海里線		日本の200海里を超える大陸棚の範囲 (相対国の大陸棚と重複の可能性なし)
	他国の200海里線		日本の200海里を超える大陸棚の範囲 (相対国の大陸棚と重複の可能性あり)
	日本と他国との等距離中間線		
	大陸棚の限界		

オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があり、我が国と当該国の双方が必要に応じ、協議の上、延長された大陸棚の境界画定を行う必要があります。